

合併処理浄化槽に設置替えしましょう

川や海が汚れる大きな原因は家庭からの生活排水です。

トイレの排水しかきれいにしない単独処理浄化槽や汲み取り便槽のご家庭は、台所やお風呂、洗濯などからの排水はそのまま川や海に放流していただきますので、水環境の汚染の大きな原因となっています。全ての生活排水をきれいにする合併処理浄化槽に設置替えをして、美しい水環境を守りましょう。



合併処理浄化槽への
設置替えを補助しています

5人槽…最大 **819,000円**

※上記の補助金額は限度額です。また、地域や物件等に条件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

※BOD:水の汚れを表す指標。微生物が汚れを分解するときに使われる水中の酸素量。

大分市 廃棄物対策課 浄化槽担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電話(097)540-5850 FAX(097)534-6252

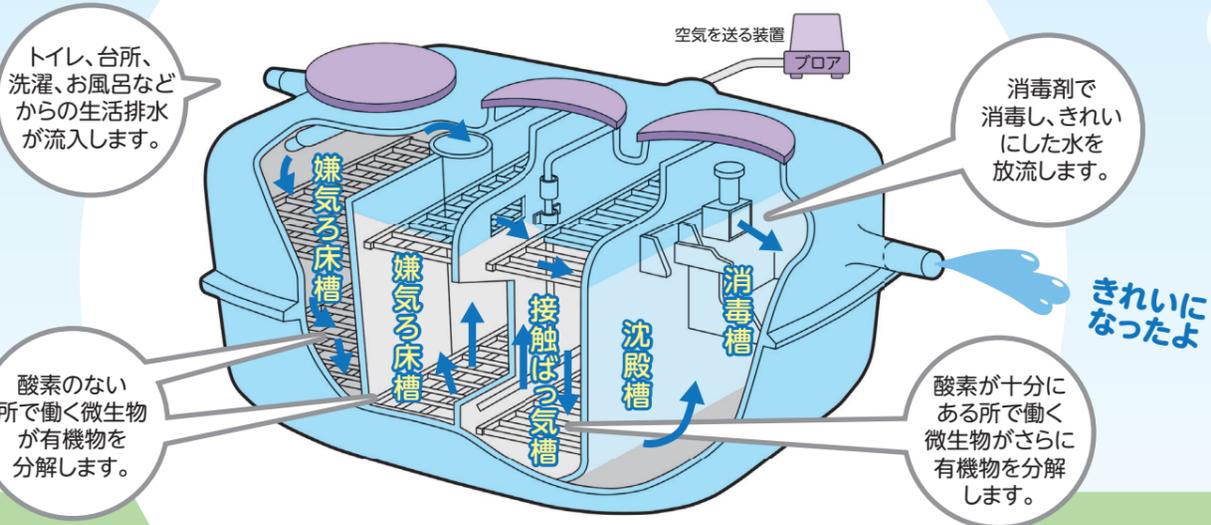
浄化槽の維持管理のご案内

浄化槽で未来のために 今できること



浄化槽は、微生物の働きによって家庭などから出る汚れた水をきれいにする設備です。正しく維持管理しないと十分な能力を発揮できず、水環境を悪くする原因になります。浄化槽を正しく維持管理して、美しい水環境を未来につなげましょう。

浄化槽は生き物です。 正しく管理しましょう。



浄化槽の正しい使い方

- トイレの洗浄水は十分な量を流す。
- 劇薬、塩酸、フレッタル 微生物に影響するような薬剤を使用しない。
- トイレトペーパー以外の異物を流さない。
- 電源を切らない。また、通気口や空気の取り入れ口はふさがない。
- マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。
- 消毒剤は切らず、常に消毒されるようにする。
- 台所から油や食べものくずなどを流さない。

浄化槽の維持管理

保守点検

- 保守点検は浄化槽の機能を正常に保つために点検、調整、消毒薬の補充等を行います。
- 市に登録された**浄化槽保守点検業者**に委託してください。



清掃

- 清掃は浄化槽を使用することで溜まった汚泥の引き抜き、機器類の洗浄等を行います。
- 市の許可を受けた**浄化槽清掃業者**に委託してください。



法定検査

- 法定検査は浄化槽が適切に維持管理され、本来の機能が発揮されているかを、公正中立な検査機関が詳細な水質検査等により確認するものです。
- 保守点検・清掃が「浄化槽の健康管理」であるのに対して、法定検査は「浄化槽の健康診断」にあたります。
- 県知事の指定を受けた検査機関である**(公益財団法人) 大分県環境管理協会 (TEL.097-567-1855)**にお申し込みください。



保守点検・清掃・法定点検について以下の罰則が浄化槽法で規定されています。

違反行為	罰則
保守点検・清掃を行わなかった場合	6か月以下の懲役または100万円以下の罰金
法定検査を受検しなかった場合	30万円以下の過料